

北海道セールスレップ協同組合 レップ会員規約

レップ会員は、個人事業主又は今までの営業・販売やマーケティングなどの経歴やノウハウを生かした起業を検討している個人の方、自身のビジネスネットワークを広げてビジネス機会や情報を得たいと考えている方で、北海道セールスレップ協同組合（以下「組合」）と提携する個人会員である。

レップ会員には、以下の事項を規約として定める。

1. レップ会員は、組合総会への出席権や議決権を持たない。
2. レップ会員は、毎年12月31日までに次年度の年会費3,000円を支払うことにより、新年度の会員資格を維持することができる。
3. レップ会員は、名刺に「組合との提携レップであること」および組合のロゴを表示することができる。
4. レップ会員は、会員資格の有効期間中または会員資格停止後に、組合事務局を通さずに組合商材を販売した場合、組合はその販売額の大小にかかわらず当該者に対し一定のペナルティー金額を課すことができる。
5. レップ会員は、組合の商材を顧客に販売する場合、自身が組合のレップ会員であることを表明し、当該商材は組合の商材であることを説明しなければならない。
6. レップ会員は、組合の承認を得て商材メーカーと直接コンタクトすることができる。ただし、その折衝内容は逐次組合本部に、原則として、電子メールを用いて報告するものとする。
7. 組合は、レップ会員が組合の商材を顧客に販売した場合には、原則として会員企業から受け取る報酬の所定額をレップ会員に支払うものとする。
8. 組合は、レップ会員が会員たる資格を有しないと判断した場合は、レップ会員にその旨を告げ、1ヶ月の猶予期間をもって、その資格を有しないものとするができる。
9. レップ会員は、本人の申し出により、いつでも退会することができるが、組合に関する機密を保持しなければならない。

北海道セールスレップ協同組合 企業会員規約

企業会員は、ベンチャー企業や中小企業の方で、商品開発や営業販売代行や販路開拓などのマーケティング活動において組合のサポートを得たいと考えている方で、北海道セールスレップ協同組合（以下「組合」）と提携する企業パートナーの会員である。

企業会員には、以下の事項を規約として定める。

1. 企業会員は、組合総会への出席権や議決権を持たない。
2. 組合は、企業会員から年会費¥10,000-を徴収し、都度毎年12月31日付けで新たに更新手続きをするものとする。
3. 組合は、企業会員が会員たる資格を有しないと判断した場合は、企業会員にその旨を告げ、1ヶ月の猶予期間をもって、その資格を有しないものとするができる。
4. 企業会員は、本人の申し出により、いつでも退会することができるが、組合に関する機密を保持しなければならない。